被申請人は、本案判決確定に至るまで、申請人を従業員として取扱い、かつ申請人に対し昭和四二年一一月一九日以降昭和四五年三月末日まで月額金四万一、〇〇〇円の、同年四月一日以降月額金二万一、〇〇〇円の各割合による金員を毎月二五日限り仮に支払え。

申請人のその余の申請を却下する。訴訟費用は被申請人の負担とする。

事 実

一、当事者双方の求めた裁判

(一) 申請人

- 1、被申請人は、本案判決確定に至るまで、申請人を従業員として取扱い、かつ申請人に対し昭和四二年――月―九日以降毎月二五日限り月額金七万一、〇〇〇円の割合による金員を仮に支払え。
- 2、訴訟費用は被申請人の負担とする。
- (二) 被申請人
- 1、申請人の申請を却下する。
- 2、訴訟費用は申請人の負担とする。
- 二、申請の理由
- (一) 被申請人(以下本社ともいう)は漢方薬の製造並びに販売を業とする株式会社で従業員約一七〇名を擁し、その系列の会社として、札幌市に北海道小太郎薬品株式会社、東京都に小太郎漢方東京薬品株式会社、名古屋市に中日漢方薬品株式会社、大阪市に株式会社カンケン、広島市に西日本小太郎漢方薬品株式会社を置き製品の販売を担当させている。

申請人は昭和三七年四月七日本社に雇用され、昭和四二年六月一日前記株式会社カンケン(以下カンケンともいう)に出向を命じられ同社の代表取締役として勤務していた者にして、本件解雇当時毎月二五日限り月額七万一、〇〇〇円の割合による賃金の支給を受けていた。

- (二) 本社は昭和四二年一一月一九日申請人に対し解雇を通告し、同日以降申請人の就労を拒否し賃金を支払わない。申請人はこれまで賃金のみで生活してきた労働者であるから本案判決の確定を待つていたのでは申請人および家族の生活が危殆に陥る。
- 三、被申請人の答弁並びに抗弁

(一) 答弁

申請の理由中、仮処分の必要性の事実を否認し、その余の事実をすべて認める。 なお申請人は昭和四四年八月一三日からカネボウヤマシロ製薬株式会社に社員として入社し現在約五万円の月給を支給されているから、仮に本件解雇の理由がないとしても、もはや本社に復職することもできず、現在仮処分の必要性は存しない。 (二) 抗弁

本社と申請人との間の雇用契約は昭和四二年一一月一九日次の事由によつて終了した。

- 1、申請人はカンケンの代表取締役に在任中、次のとおり本社の指示命令に従わず 独断専行の行為をした。
- (1) カンケンの従業員A、Bの両名を係長に昇格させる旨本社に稟議しその決裁を得て既に発令しているのに、労働組合の反対にあうや独断でこれを撤回した。
- (2) 昭和四二年六月ないし同年八月頃本社の稟議を経ることなく人員縮小の指示に反して従業員三名を新規採用した。
- (3) 本社の稟議を経ないで南出張所を開設し、同所用店舗賃借のため敷金六〇万円を支払い、その後承諾を求めてきたが、結局右出張所は開設後三カ月で閉鎖のやむなきに至り合計約三〇万円の損失を生じた。 (4) 営業について無計画な拡大方針を以て臨んだので、本社として売上の増大
- (4) 営業について無計画な拡大方針を以て臨んだので、本社として売上の増大 を計るだけでなく間接部門の人員縮小、経理内容の改善等営業方針の変更を指示し たが、これに従わず独断専行の行為があつた。
- これら各行為の結果として同年六月から同年――月までの間合計約二八〇万円の 赤字を計上し、遂に本社に対する買掛金支払いのために振出していた手形金の一部 金五三万一、二七三円について同年一〇月三一日支払いが不能となり、本社におい

てこれを交換に回すことなく貸付金として振替えたことによつてようやく不渡処分 を回避する事態を招いた。

右は本社の就業規則第六九条第三号所定の懲戒事由である「正当な理由なく越権 専断の行為があつたとき」に該当する。

2、本社は昭和四二年一〇月下旬申請人をカンケンの代表取締として不適任である と判断し、同人に対し円満に右代表取締役を辞任し、本社の営業部内に新設する商 品課長に就任するよう勧告し命令したがこれを拒否した。

右は本社の就業規則第六九条第四号所定の懲戒事由である「職務上の指示命令に 不当に反抗したとき」に該当する

不当に反抗したとき」に該当する。 3、申請人が昭和四二年六月頃カンケンの従業員であるCに対しその服装が適切を 欠き、かつ性病を患う等社員としての体面を汚したとして注意したことから労働組 合および同人らの抗議を受けたことに関し、本社から右注意は当然で抗議は不当で あるとして注意の撤回や謝罪等を禁止されていたにもかかわらず、独断で同人らに 対し謝罪状を出したため、同月二三日付で本社から右は就業規則第六九条第三号、 第四号に該当するとして第六八条第三号により本社における参事の地位を参事補に 降格する旨の懲戒処分を受けていたにもかかわらず、前記1および2の各懲戒事由 該当の行為を重ねた。

右は本社の就業規則第六九条第一一号所定の懲戒事由である「懲戒処分を受けた にもかかわらずなお改悛の見込みがないとき」に該当する。

そこで本社は申請人に対し本来ならば懲戒解雇に処すべきところ、本人の将来を考え昭和四二年――月一九日就業規則第五二条第四号所定の普通解雇にした。そして同時にカンケンは株主総会において申請人の取締役を解任した。四、申請人の答弁並びに再抗弁

(一) 答弁

1、抗弁1の事実に対する答弁

- (1) 右1の(1)について。組合の反対によつて発令を撤回したものではない。組合の反対により昇格該当者が昇格を拒否する態度に出たので強行実施して会社の内部に紛争の起るのを避けるため撤回したものであり、本社もこれを了解した。
- (2) 同(2)について。本社から人員縮小の指示はない。また三名の新規採用による増員については本社の了解を得ている。
- (3) 同(3)について。南出張所の開設については昭和四二年七月申請人において計画を立て、店舗を借用することとなつた同月二〇日頃本社に対し同社のD常務を通じて稟議し、敷金調達で無理をしないことを条件に承認を得た。計画立案前に本社の了解を得るべきであつたとしても、実施の段階では本社の承認を得ているのであるから、後にこれを問題とするのは理解できない。 (4) 同(4)について。申請人が無計画な拡大方針を以てカンケンの経営に臨
- (4) 同(4)について。申請人が無計画な拡大方針を以てカンケンの経営に臨 んだことはないし、したがつて本社から被申請人主張のような指示を受けたことも ない。
- (5) なおカンケンが本社あてに振出した昭和四二年一〇月三一日満期の約束手 形は決済できている。
- 2、抗弁2の事実に対する答弁

主張の頃本社からカンケンの代表取締役を辞任するように言われたことはあるが、それは日本共産党を脱党しないならば右代表取締役を辞任し本社もやめるよう圧力を加えられたのであつて、カンケンの経営の不手際によるものではない。また商品課新設の話は全然出ておらず同課長に就任するよう勧告ないし命令を受けたこともない。同課はその後も設置されていない。 3、抗弁3の事実に対する答弁

労働組合との円満な解決を計るという配慮から個人として謝り状を出したことはあるが、カンケンの代表者として出したことはない。本社でカンケンの代表者として出すべきでないということであつたので個人として出したのである。そして申請人がその頃このことに関し本社から服務規律違反を理由に懲戒処分を受けたことはある。

(二) 再抗弁

本件解雇は、申請人が日本共産党を脱党しないこと、日中友好協会正統本部(以下、単に正統本部という)に加入しないことを理由とする思想、信条に基づく差別扱いであり、憲法第一四条、労働基準法第三条に違反して無効である。

1、本社が申請人に対し加入を強要した正統本部とはおよそ次のようなものであ

る。すなわち昭和四一年一〇月二五日開催の日中友好協会第一三回常任理事会で 同月一二日北京に於て日中友好協会中華人民共和国建国一七周年祝賀代表団と中日 友好協会代表団との間に調印発表されたいわゆる「共同声明」をめぐりその承認が 議題となり、この討議の途中、右共同声明を支持する一部の者が退場し、同人らに よつてこれまでの日中友好協会とは別個に結成された分裂組織である。右共同声明 の基本となつたものは、同年九月二六日になされた日本各界知名人三二氏による 「内外の危機に際し、再び日中友好の促進を国民に訴える」といういわゆる三二氏 のよびかけであるが、これは三二氏全員の真意に基づくものでなく一部の者の策謀 によるものであり、しかもその二年半前に日本各界の代表的な知名人二五氏によつ てなされた「日中国交回復のよびかけ」を発展させたように見せかけているもの の、真実はその半数以上の者を意識的に排除して行つた分裂的なものであるから、 もとより日中友好協会がこれに基づく右共同声明を承認していたことはなく、した がつて右声明に調印する権限を前記日本側代表団に付与していたものでもない。右 分裂に伴い大阪でも同年ーー月二七日日中友好協会大阪府連合会が分裂して正統本 部大阪府本部が組織されたが、本社では間もなくして正統本部の支持を決め、その小太郎班がつくられ、従業員に対し、激しく加入工作を行うに至つた。
2、本社の日社長および口常務は本件解雇通告前数回に亘り申請人に対し、日本共

- 産党からの脱党並びに正統本部への加入を強要した。
- 同社長は昭和四二年一〇月一六日社長室において、D常務とともに申請人 に対し「日本共産党を脱党し、正統本部に加入しなければ、会社に協力しない者と して解雇する。」旨言明した。
- 同社長は同月一七日静岡県吉原市の申請人の実父方に赴き、同人に対し (2) 「息子さんは共産党員で会社の業務を妨害しているので解雇する。」と言明し、申 請人が同党から離党するよう協力を求めた。
- 同社長は同日岐阜市く以下略>の申請人の妻の実父方に赴き、同人に対し (3) 「Fは共産党員で会社の業務を妨害しているので解雇するが、Fが自発的に辞表を 出すように説得されたい。」と依頼した。
- 同社長は同月二六日社長室においてD常務とともに申請人に対し交々「一 六日に話した件について決心がついたか。」と日本共産党からの離党と正統本部へ の加入を強要した。
- D常務は同年――月一〇日申請人に対し右要請についての返答を求め、 (5) れを拒否されるや、「それでは会社をやめてもらわねばならない。株主総会で全員 一致の不信任でやめさせたとなると、EとDとでやめさせたようになり、得意先に 言い訳けができない。ここは大人になつて穏便に計つてもらえないだろうか。これ は僕のお願いだ。」と日本共産党からの離党と退職のいずれかを選ぶよう強要し た。
- 3、本社の役員らは本件解雇後得意先に対し、申請人を解雇した動機について説明 して歩いた。
- E社長、D、G両常務は同月二〇日得意先の団体である大阪小太郎会のH (1) 会長方に赴き、同人に対し「Fは共産党員だから解雇した。」と話した。
- I専務、J常務は同月三〇日K方に赴き、同人に対し「Fは共産党員だか ら解雇した。」と話し、同人がその解雇は不当であるとして復職を求めたのに対 し、「経理に不審な点があるので復職はできない。」と解雇の真の動機をかくす態 度に出た。
- 以上の各事実からして本件解雇が申請人の思想、信条を理由とするものであること は明らかである。
- 五、被申請人の答弁並びに反論
 - (一) 1、再抗弁1の事実についての答弁

本社に正統本部小太郎班がつくられ、本社で従業員に対し激しく加入工作を行つ たことは否認し、その余は不知。 2、同2の事実に対する答弁

- (1) 右2の(1)について。E社長が主張の日頃社長室においてD常務とともに申請人に対し「日中友好運動に協力してほしい。」旨の要請をしたことはある が、主張のような言明をしたことはない。
- 同(2)について。同社長が申請人の実父に面会したことは認めるが、そ の際同人に対し「申請人が会社を辞める意思を撤回して会社の方針に協力してくれ るよう説得してほしい。」旨依頼をしたものであつて、主張のような言明をしたこ とはない。

- (3) 同(3)について。同社長が申請人の妻の実父に面会をしたことは認めるが、その際同人に対し前同様の依頼をしたものであつて、主張のような依頼はしていない。
- (4) 同(4)について。同社長は申請人に対し会社の方針に従つて日中友好運動に協力する意思の存否を尋ねたもので、日本共産党からの離党や正統本部への加入を強要したものではない。本社も正統本部には加入していない。
- (5) 同(5) について。D常務は申請人に対し「日中友好運動をすることは会社の最高方針なのであるから、会社の幹部の地位にある申請人としても右方針に協力してもらえないか。」と要請したもので、日本共産党からの離党と退職との選択を強要したものではない。
- 3、再抗弁3の事実についての答弁

いずれも否認する。

(二) 本社はその製品である漢方薬の原料のほとんど全部を中華人民共和国(以下中国ともいう)からの輸入に依存している。したがつて中国からの原料輸入ができないことになればまさに死命を制せられたことになる。しかるに昨今では中国との貿易は正統本部を通じてのみ可能であり、日中友好運動に協力しない者に対しては中国との取引を許されない現状である。したがつて本社は原料輸入を確保するためできる限り右運動に協力することを本社の最高方針の一としており、本社の幹部の一員である申請人に対してもこの本社の方針に協力されたい旨要請したものであるが、右協力に応じないからといつてそれを理由に解雇したものではない。六、疎明関係(省略)

理 由

一、本社が従業員約一七〇名を使用して漢方薬の製造、販売業をなし、系列会社として札幌市に北海道小太郎薬品株式会社、東京都に小太郎漢方東京薬品株式会社、名古屋市に中日漢方薬品株式会社、大阪市に株式会社カンケン、広島市に西日本小太郎漢方薬品株式会社を置き製品の販売を担当させている株式会社であり、申請人が昭和三七年四月七日本社に雇用され、昭和四二年六月一日カンケンに出向を命じられ、以来同社の代表取締役として勤務し、同年一一月一九日当時毎月二五日限り月額七万一、〇〇〇円の賃金の支払いを受けていた者であること、および本社が同日申請人に対し解雇の意思表示をし同日以降申請人の就労を拒否して賃金を支払わないことはいずれも当事者間に争いがない。

(一) 越権専断の行為

1、被申請人の主張(1)について。申請人、被申請人代表者各本人尋問の結果を総合すると、申請人は昭和四二年六月頃本社からカンケンの従業員A、Bの両名をそれぞれ空席の第二、第三係長に昇格させる旨の内示を受けたので、その旨を同人らに伝えたところ、労働組合がこれに反対し、同人ら自身も組合に同調して昇格に消極的な態度を示したため、カンケンの代表者として右内示の線に副つて昇格を強行することは社内融和の点から見て得策ではないと考え、あえて右昇格の実現に努力せず、結局これが実現しなかつた事実を認めることができる。しかしながら右昇格が申請人の本社に対する稟議によつてその決裁を得た後既に発令されていたのに組合の反対により申請人において無断でこれを撤回したとの点についてはこれを認

めるに足る疎明がない。

て越権専断の行為があつたとき」なる定めのあることは申請人において明らかに争 わないので自白したものとみなす。そして右越権専断の行為とは申請人が本社の従 業員として本社からの明示または黙示の指示に反し、または右指示によつて与えら れた権限の範囲を逸脱してほしいままになした行為を指すものと解することができ るのであるから、まず申請人が本社の従業員としてカンケンに出向しその代表取締役として業務を遂行するに当り、本社からどのような指示を受け、また権限を与えられていたかについて考えるに、証人M、同Dの各証言、申請人、被申請人代表者各本人尋問の結果および弁論の全趣旨を総合すると、カンケンは昭和四一年二月本社がスの制品の歴史のなり、東西は制の発化による営業は続の向上および融資の 社がその製品の販売網の確保、直販体制の強化による営業成績の向上および融資の 便宜を考え、一部を本社の役員らに出資させたほかは全部を自ら出資することによ り従来近畿地区を担当していた営業部門を独立させることによつて設立したもので あり、昭和四二年五月までは本社の専務取締役Iをして代表取締役を兼任させることによって直接その経営に関与してきたが、同年六月一日本社の参事で課長待遇で あつた申請人を本社に在籍のまま出向させて代表取締役に就任させ、その余の取締 役も本社の課長待遇以下の者を同様に出向させて就任させ、同人らにその経営を担 当させることになつて後は本社の支配の程度を緩和し、一定の事項についてだけ本 社の稟議決裁を必要とし、その余の事項についてはカンケンの役員らの自主性を尊 重しその裁量による処置に委ねることとなつた。そして営業面については、本社の E社長、I専務、D常務ら本社の役員と各系列会社の代表取締役で構成する営業会 議において営業方針等の検討を通じてある程度の指導監督を行なうに止まり、 以上に出てカンケンを含む各系列会社に対し直接的かつ具体的な方法で関与するこ とはなくなり、また人事面についても、各系列会社の従業員の任命昇格は制度上本 社に対する稟議事項とされていたものの、事実上はそれが厳格に実施されることは なく、むしろ各系列会社の自主性が尊重され同社で決定後本社の事後承認によつて 運営されていたものと認めることができる。したがつて申請人はカンケンの経営に 関し、本社から指示を受けることがあり、また申請人が前叙のとおり本社の従業員

としてカンケンに出向しその経営を委ねられている以上、右指示に従うべき義務を有していたことは当然であるが、一方カンケンの代表取締役としてその経営に関し相当程度の権限を有していたものということができる。

以上、申請人についてはカンケンの代表取締役として出向した本社の従業員とし て就業規則第六九条第三号所定の行為があつたものと認めることはできない。もつ とも証人しの証言によつて真正に成立したものと認めることができる乙第六ないし 第一〇号証、弁論の全趣旨によって真正に成立したものと認めることができる乙第 一二、第一三号証および証人し、同M、同Dの各証言、申請人、被申請人代表者各本人尋問の結果を総合すると、カンケンは申請人が昭和四二年六月代表取締役に就任以来商品の売上高においてそれ以前五カ月間の各月と比較しほぼ同程度の成績を 確保していたが、前記認定の拡張政策によつて営業用自動車数台とスチール製机 箇の購入、在庫商品管理用棚の新設、南出張所開設に伴う敷金の支払い、従業員三 名の新規採用等により支出が増大し、代表取締役解任に至るまでの間に合計約金 八〇万円の赤字を計上することになり、製品代金支払いのため本社にあてて振出し 八〇万円の赤子を訂上りることになり、表明に並え込むのため年間にのことにはした額面金三七九万一、二七三円、満期同年一○月三一日の約束手形のうち金五三万一、二七三円について満期に支払いができない事態を招来した。そこで本社はカンケンが不渡処分を受けるのを回避するため右手形を交換に回すことなく、右金額をフォールではは、「100円円円」と東東を認めることができ 同社に対する貸付金として振替えることによつて処理した事実を認めるこ る。しかしながら右は申請人がカンケンの代表取締役に就任後約五カ月間における 収支であるから、これを以て申請人の右代表取締役としての手腕力量の評価とする ことはできないが、仮にできるとしても、それは申請人がカンケンの代表取締役と して同社の経営に失敗し右地位に留ることが不適当であるものと認められることが あるにすぎず、それ以上に出て申請人の越権専断の行為に基づく結果であるとして 右行為認定の間接事実として評価することはできない。

(二) 指示命令に対する反抗

本社が昭和四二年一〇月下旬申請人に対しカンケンの代表取締役を辞任するように述べていることは当事者間に争いがない。そして証人Dの証言および被申請人をおの日代表取締合すると、本社の日代表は当時申請人をカンケンの代表取締合すると、本社の日代表は当時申請人を力とのの代表取締役を通じたところ、申請人に対してカンケンの代表取締役を辞任するように命じたところ、申請人に対してカンケンの代表取締役を辞任するようにからによる、申請人には右認定においてもないあるが、右は前顕各資料に照らし信用できない。被申請人は申請人に対しておいあるが、お任後本社の営業部内に新設する商品課長に就任する時代で命令した旨主張し、証人Dの証言および被申請人代表者本人尋問の結果中にれての合した旨主張し、証人Dの証言および被申請人代表者本人尋問の結果中ににいるのでは、他に右主張を認めるに足る資料はない。

ところで、本社の就業規則第六九条第四号に懲戒事由として「職務上の命令に不当に反抗したとき」なる定めのあることは申請人において明らかに争わないので自白したものとみなす。

そこで、右認定の申請人の行為が右懲戒事由に該当するか否かについて検討す る。元来勤務の具体的内容および勤務場所を特定して雇用契約を締結した場合を除 いて被用者はこれらの指定についての権限を包括的に使用者に与えているものと解 することができるのであるが、その場合においても使用者は右権限を無制限に行使 できるものではなく、もしその行使が濫用に亘るような場合にはそれは無効であって、地田者においてこれに従う意致が濫用に亘るような場合にはそれは無効であった。 て、被用者においてこれに従う義務を負わないものと解する。そしてこのことはいわゆる在籍出向の場合においても異るところはない。右出向の場合被用者は使用者 との間の雇用契約を在続させながら労務の提供場所を出向先に変更し、または右雇 用契約の効力を一時停止してその間出向先の使用者との間に雇用契約を締結するも のであるが、いずれにしても出向元の使用者との間の雇用契約は存続しているので のであるか、いりれにしても田岡九の医用石との間の産用を振りる。 あるから、右出向が雇用契約によつて許されるものである以上、右出向およびこれ をとりやめて出向元に復帰を命ずる権限はその行使が濫用に亘らない限度において 使用者に与えられているものと解すべきであるからである。そして使用者が被用者 に出向を命じ、または出向中の被用者に復帰を命ずる場合、それは被用者の勤務場 所または職務内容を変えるものであるから、配置転換と本質的に差異はなく、した がつて配置転換について考慮される観点からその権限行使の正当性の範囲が考えら れるべきものである。これを本件についてみるに、本社は申請人に対しカンケンの 代表取締役を辞任するように命じたのであるが、もともと本社は申請人に対しカンケンの代表取締役への出向を命じたものであるから、右辞任命令は、他に本社の従 業員としての地位を解雇する旨の意思表示を伴わない以上、本社への復帰命令と同 一のものと解することができる。ところで申請人は既に認定のとおりカンケンの代 表取締役に在任中その経営について特段の失敗もなく、また専断の行為もなかつた のであるから、もし申請人がカンケンの代表取締役というような地位になくその一 従業員であったとすればその出向をとりやめて本社への復帰を命ずることには合理 的な理由がなく、本社の恣意によるもので不当であると認められる余地があるので、申請人がこれを拒否したとしても指示命令違反の責を負うものではないと考える。しかしながら申請人はカンケンの代表取締役として出向していたものであり、 代表取締役である以上、通常の従業員とは異つて一応広範な権限を与えられて経営 の衝に当つていたものであるから、右代表取締役としての適格性については多面的 な評価を受け、しかもその職務の性質からして極めて心情的な評価にも甘じなけれ ばならないものと解する。してみると本社がカンケンの代表取締役としての申請人 について特段経営上の過誤はないにしても、その経営方針について同調できず、し かも心情的に申請人との協調関係を維持できないものとの判断に到達したものとす れば、それだけの事由で申請人に対しカンケンへの出向をとりやめ得べきものと解 する。ところで既に認定した事実によると、申請人はカンケンの代表取締役として 出向しその在任中積極的な拡大政策を採用した結果、たとえ一時的なものであつた にしても月々赤字を計上し、しかも本社役員との間に意思の疎通を欠き協力関係に 障害を生じたものであるから、本社が申請人に対しカンケンの代表取締役を辞任す るよう命じたことについては一応正当な事由があつたものと認めることができる。 もつとも既に認定のとおり本社はその役員らとともにカンケンの全株式を所有して いるものであるから、申請人をカンケンの代表取締役として不適当であると考えれば株主総会の招集を求め右総会において容易に取締役としての地位を解任できるも のであるが、そうだからといつて、このような方法によることなく申請人に命じて 辞任させる実益は十分にあるのであるから、右命令の実効性はなお存在するものと 認められる。してみると、申請人において右命令を拒否した以上、申請人について はカンケンの代表取締役として出向した本社の従業員として前記就業規則第六九条 第四号に該当する行為があつたものと認めることができる。

(三) 再度の懲戒事由該当行為 申請人が昭和四二年六月頃カンケンの従業員であるCに対しその服装が適切を欠きかつ性病を患う等社員としての体面を汚したとして注意したことから労働組合および同人らの抗議を受けたことに関し、本社から右注意は当然で抗議こそ不当であるとして注意の撤回や謝罪等を禁止されていたにもかかわらず、独断で同人らに対し謝罪状を出したため、同月二三日付で本社から右は就業規則第六九条第三号、第四号所定の懲戒事由に該当するとして第六八条第三号により本社における参事の地位を参事補に降格する旨の懲戒処分を受けたことは当事者間に争いがない。そして その後申請人について就業規則第六九条第四号所定の懲戒事由に該当する行為のあったことは前記(二)のとおりである。

ところで、本社の就業規則第六九条第一一号に懲戒事由として「懲戒処分を受けたにもかかわらず、なお改悛の見込みがないとき」なる定めのあることは申請人において明らかに争わないので自白したものとみなす。

そこで、右認定の申請人の行為が右懲戒事由に該当するか否かについて検討するに、申請人は昭和四二年六月二三日本社の指示命令に反抗し、専断の行為があつたとして懲戒処分を受けているにもかかわらず、同年一〇月下旬重ねて本社の指示命令に違反したものであるから、申請人には前記懲戒事由に該当する行為があつたものということができる。

以上の各点から考えると、申請人には本社の就業規則第六九条第四号および第一 一号所定の懲戒事由に該当する行為があつたものと認めることができる。 三、解雇無効事由について

申請人は本件解雇事由は申請人が日本共産党を脱党して正統本部に加入しないことを理由とする思想、信条に基づく差別扱いで憲法第一四条、労働基準法第三条に違反して無効である旨主張するので判断する。

証人M、同N、同Dの各証言、申請人、被申請人代表者各本人尋問の結果 証人Dの証言、被申請人代表者本人尋問の結果については後記信用しない (但し 部分を除く。)および弁論の全趣旨を総合すると次の事実を認めることができる。 本社はその製造する漢方薬の原料のうち、数量にして約六割、品種にしてその 主要な部分を中華人民共和国から輸入していたが、同国と日本の間には国交が未だ 回復してなく政府間協定による貿易ができないため、民間協定によるいわゆる友好貿易に専ら依存していた。もともと友好貿易とは日中間に僅かに開かれた貿易方法の一つで、日本国際貿易促進協会、同協会関西本部(以下、単に関西国貿促とい)その他日中貿易関係の団体がこれに対応する中国側の貿易団体との間に協定 を結び、これに基づいて行なわれているものであるが、日本側で右貿易の当事者と なるものは右日中双方の団体によつて日中友好について積極的であると認められた いわゆる友好商社であるところから、本社においても右原料の輸入については右友好商社である日野薬品株式会社および株式会社栃本天海堂らの手を経ていた。とこ ろで右友好貿易は日中友好貿易運動と不可分の関係にあり、しかも右運動は日中友好協会によって推進されていたのであるが、中国の政治情勢の変化から昭和四一年 春以降中国と日本共産党との間に対立関係を生じ、これが日中友好協会内部にも波 及し、中国の政治路線に同調して日本共産党に反対する勢力と同党を支持して中国 の右路線に反対する勢力とに分かれ、同秋に至り前者の勢力が日中友好協会を脱退 して新たに正統本部を結成し、同協会は事実上分裂するに至つた。中国は右分裂後 残存の日中友好協会と絶縁し正統本部を支持したので、日本側においても関西国貿 促等日中間の友好貿易の促進を目的とする諸団体および友好商社の大部分は正統本 部を支持することに決し、その後の友好貿易は正統本部支持の団体、商社によつて 推進されることに決し、大事情が、正統大部式となった。十四日間の第二 推進されることとなつた。右事情から正統本部およびこれを支持する関西国貿促等 の諸団体は日本共産党および日中友好協会と対立するに至り、中国側もこれらと激 しく敵対したことから、正統本部および関西国貿促等の諸団体は友好貿易を望む商 社および右貿易によつて利益を獲得しようとする企業に対し日本共産党および日中友友協会との絶縁と正統本部の支持を強く要求し、これに応じない企業に対しては 友好貿易によつて利益を受けることのないよう右貿易からの締め出しを企図し、か ねて日本共産党および日中友好協会を支持していた本社に対しても右要求を強めた が、本社においてその態度を明確にしないとみるや、中国側に通報して昭和四二年 秋の広州交易会への参加を拒否する措置に出た。

2、本社のE社長およびD常務はいずれも日本共産党員であつたが、前記広州交易会への参加拒否の措置が中国からの原料の輸入が不能となる事態を招くことを意味するものであるため、企業の存立に重大な影響を及ぼすものと判断し、正統本部は関西国貿促等からの要求に応じて日本共産党および日中友好協会から脱退正統本部への加入を決意し、同年八月頃率先してともに同党および同協会から脱退した。しかしながら同社長らは正統本部および関西国貿促等からの右要求が単に本との最高首脳部に対するものでなく、役員に対してもかなり強くに属する者のに対してもから、本社および系列会社の役員中日本共産党に属するに対し、と関党を要求し、またことの成り行き上、一般の従業員に対しても右要求をし、企業を挙げて正統本部を支持するよう働きかけるに至り、その結果本社の役員数名が同年一〇月頃同党から脱党し、翌昭和四三年二月には本社に正統本部小太郎

班が結成された。

4、カンケンの取締役中、申請人と同様の立場を堅持して自社長らからなされた日本共産党からの脱党要求を拒否してきたNは同年一一月一九日何ら理由を示されることなく突然取締役を解任され、かつ本社の従業員としての地位も解雇されたが、一方その余のJ、P、Qらの取締役らについてはカンケンの経営に対する連帯責任をとつて自主的に辞任したこととした後直ちに同社の取締役に再任され、従来どおり同社の経営に関与することとなつた。 証人Dの証言、被申請人代表者本人尋問の結果中には右認定に反する部分がある

証人Dの証言、被申請人代表者本人尋問の結果中には右認定に反する部分があるが、右は前顕各資料に照らし信用できず、他に右認定を左右するに足る資料はない。

なお、証人M、同Dの各証言、申請人、被申請人代表者各本人尋問の結果および 弁論の全趣旨を総合すると、本社は昭和四二年秋の広州交易会に参加できず、交易 での参加によって同年末までの輸入を確保し難い情勢とない。 では至っておらず、またその間正統本のののののであるような事態には至っておらず、またの間に統立のののである。 本社に対してなされた日本共産党およびは事まがでののである。 本社に対してなされたいたにすぎないのることでは要求がである。 体とその首脳部に対してなされていたにすぎないで右要求がでもといるによるがのの代表取締なとはいえ本社にで右要求がないたとしてのののののののであるによるにとののであるによったが右要求に割いると、右は正統本部といるであるからを表した。 をはこれを認めるにとるによってなされたものと認められるの経営自体をいたものとは認められない。

(二) 以上の各事実を総合すると、本社が申請人に対しカンケンの代表取締役の辞任を命じた理由は既に認定のとおり申請人がカンケンの代表取締役として積極的な拡張政策を採ることによって一時的であるにせよ月々赤字を計上したこと、とは事まであるとしても、右はいわば口実にすぎないのであつて、その決定的理由はとするが日本共産党に所属して本社からの脱党要求に応じなかつたことにあるものというべく、しかもたとえ申請人において右要求に応じなかつたとしても本社の存立に対して明白かつ現在の具体的危険が発生する余地は一応なかつたものと認め治されて明白かつ現在の具体的危険が発生する余地は一応なかつたものと認め治さる。 条自体を理由とするもので憲法第一四条、労働基準法第三条に違反して無効のもの条合を理由とするもので憲法第一四条、労働基準法第三条に違反して無効のもののある。

四、以上のとおりであるとすれば、申請人は昭和四二年一一月一九日以降も本社の 従業員としての地位を有すること、したがつてその就労を拒否されることにより本 社から同日以降賃金の支払いを受ける権利を有するものというべきところ、申請人 が解雇当時毎月二五日限り月額七万一、〇〇〇円の賃金の支払いを受けていたこと は当事者間に争いがないから、申請人は本社から同日以降毎月二五日限り一カ月金 七万一、〇〇〇円の割合による賃金の支払いを受ける権利を有するものと一応認め

ることができる。そこで申請人の右権利について保全の必要の有無を判断するに、 申請人本人尋問の結果および弁論の全趣旨によると、申請人は妻と子供一人を有し 会社から受ける賃金を唯一の収入としてその生活を立てていた者であるから、本件 解雇によつて賃金が支払われないことにより一家の生活に著しい支障を生じ、本案 判決の確定までこのままの状態で推移すると回復し難い損害を生ずるものと一応認 められるので、本案判決の確定に至るまで申請人が本社の従業員としての地位にあ ることを仮に定め、被申請人に対し賃金の仮払いを命ずる必要があるものというこ とができる。そこで右仮払いの額について判断するに、申請人本人尋問の結果によると、申請人は本件解雇後まもなくして西淀病院、知人の薬局、淡路診療所等を転 々とし薬剤師として臨時の仕事をしその間平均して一カ月金二万七、〇〇〇円程度 の収人を得、昭和四四年八月一三日カネボウヤマシロ製薬に勤務するようになつて 後昭和四五年三月末日までの間一カ月金三万七、〇〇〇円程度の収入を得、以上の 期間を通じて平均するとおよそ一カ月金三万円程度の収入があり、同年四月一日以 降は同社において一カ月五万円の収入を得ている事実が認められるから、前記一カ 月平均賃金七万一、〇〇〇円のうち同年三月末日までは金三万円、同年四月一日以 降は金五万円については保全の必要がない。してみると被申請人に対し仮払いを命 ずべき金額は本件解雇後昭和四五年三月末日まで一カ月金四万一、〇〇〇円の割合 による金員および同年四月一日以降は一カ月金二万一、〇〇〇円の割合による金員 であるものと認めることができる。

五、そうであるとすると、本件仮処分申請については申請人が被申請人に対して、申請人を本案判決の確定に至るまで被申請人を従業員として取扱い、かつ申請人に対し昭和四二年一月一九日から昭和四五年三月末日までは一カ月金四万一、〇〇門の、同年四月一日以降は一カ月金二万一、〇〇〇門の各割合による金員を、毎月二五日限り仮に支払うよう求める限度で理由があるから、保証を立てさせないでこれを認容し、その余は理由がないので却下することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九二条但書、第八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 高田政彦 川畑耕平 中根与志博)